

鳥取県告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成18年10月6日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
えがお株式会社 代表取締役 小柴 千鶴	鳥取市南吉方一丁目2-2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目2-2	介護予防訪問介護	平成18年10月1日
特定非営利活動法人因幡万笑の会 理事長 西村俊二	鳥取市南安長一丁目10-9	NPO法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	〃	〃